

家事調停について

～憲法週間に寄せて～

東京家庭裁判所家事部所長代行者（判事） 水野 有子

家庭裁判所は、戦後間もない昭和24年1月1日に、「家庭に光を 少年に愛を」を理念として誕生しました。その後約70年の間、社会の基礎である家庭の平和と少年の健全育成を実現するため、夫婦や親子など家庭に関する事件（家事事件）及び罪を犯すなどした非行少年に対する処遇する事件（少年事件）に取り組んでおります。

家事事件のうち、家庭に関する紛争について、家事調停制度が定められています。家事調停は、家庭裁判所の調停委員会の下、紛争の当事者が、正義にかない、実情に即した、適正妥当な合意の成立を目指すものです。ここでいう家庭に関する紛争には、身近な問題である、離婚、子の監護者の指定、面会交流、養育費、遺産分割などがあります。これらについては、厳格な手続で、証拠に基づいて裁判官が裁判をし、白黒をつけるよりも、当事者が、安価な申立費用で、簡易な手続で、秘密を保持された環境の下、和やかに話し合い、納得した上で、紛争の実情に応じた細やかな合意をすることが相応しいと考えられます。そのような家事調停を実現するため、調停委員会は、裁判官のみならず、民間から選ばれた家事調停委員男女各1名ずつから構成されております。家事調停委員の良識や様々な分野における豊かな知識経験によって、家庭に関する紛争を、当事者の納得を得つつ、弾力的に解決することを目指しています。

家事調停においては、調停委員会は、両当事者それぞれから紛争の実情

や希望される解決案等を聴き、それらを他方当事者に伝えることを繰り返して、双方の納得を得ながら、双方にとって等しく利益となる合意を目指します。裁判においては、それぞれの主張が事実であるか、また、法的に正しいかで結論が決まります。他方、家事調停においては、調停委員会は、裁判となった場合の見通しを踏まえつつも、両当事者と共に、双方の気持ちを汲み、考えをうかがい、利益を考え、その事案に相応しい、双方にとって等しくよりよい解決を目指します。面会交流等の子を巡る紛争については、子の利益を第一に調整を図ります。その実現のため、心理学や社会学等の行動科学の知見を有する家庭裁判所調査官が関与し、子や当事者から事情を聴くなどの調査をすることもあります。

家庭を巡る社会情勢の急激な変動に伴い、家庭に関する紛争が複雑化し、親族間での自主的な話し合いだけでは解決することが困難な事案が増え、家事調停の果たす役割はますます重要となってきました。家庭裁判所においては、裁判官、書記官、家庭裁判所調査官や調停委員など様々な職種が連携し、よりよい、家事調停における解決を目指して取り組んでいます。